

マイクロチップ装着義務化に伴い、犬の登録手続きが簡略化されます

令和4年6月1日から、犬及び猫に対するマイクロチップの装着について、動物の愛護及び管理に関する法律により、新たな制度が始まります。マイクロチップを装着している犬や猫を家族に迎えたら、環境省の指定登録機関へマイクロチップ情報の変更登録が必要です。

本市では、6月1日から、本制度に伴う狂犬病予防法の特例制度に参加します。指定登録機関にマイクロチップ情報の登録等をした犬をお飼いの方は、各区役所における犬の登録手続きが不要となります。

1 マイクロチップの装着と所有者情報等の登録の義務化

(1) 犬猫等販売業者の義務

ブリーダーやペットショップ等では、6月以降に生まれた、もしくは取得した犬又は猫に対して、販売（譲渡）するまでの間にマイクロチップの装着をすること、マイクロチップを装着した場合は、30日以内に所有者や犬又は猫の情報を登録することが義務化されました。

(2) 新しく犬や猫の飼い主になれる方

6月以降にブリーダーやペットショップ等から購入した犬又は猫にはマイクロチップが装着されています（販売店で制度開始前に生まれた犬又は猫などには一部例外があります）。

犬又は猫を購入の際には、一緒にマイクロチップの「登録証明書」が渡されますので、飼い主の方は、「登録証明書」を使って、所有者の情報を販売店から御自身の情報に変更する「変更登録」が必要になります。変更登録は、指定登録機関である公益社団法人日本獣医師会のサイトでオンライン又は郵送にて手続きをします。

また、転居されるなど登録情報に変更となった場合は、登録事項変更が必要になります。

[指定登録機関（公益社団法人日本獣医師会）での申請費用]

登録	所有者の登録	オンライン申請 300 円、紙申請 1,000 円
登録証明書再交付	登録証明書の再交付	オンライン申請 200 円、紙申請 700 円
変更登録	所有者の変更	オンライン申請 300 円、紙申請 1,000 円
登録事項変更	住所や電話番号、姓、メールアドレス、犬猫の名前等	料金不要

* 環境省のマイクロチップ登録サイト「犬と猫のマイクロチップ情報登録」
<https://reg.mc.env.go.jp>（6月1日から利用可能）



* 6月1日より以前にマイクロチップを装着し、既存の民間登録団体に登録している犬や猫については、5月31日までに手続きを行えば、無料で指定登録機関にも登録ができます。

（犬と猫のマイクロチップ情報登録 環境省データベースへの移行登録受付サイト
<https://www.aipo.jp/transfer>）



2 狂犬病予防法の犬の登録手続きの簡略化（狂犬病予防法の特例制度）

6月1日から、マイクロチップを装着した犬については、市町村長からの求めに応じ、指定登録機関から犬の登録所在地を管轄する市町村に所有者情報等が通知され、この通知により、狂犬病予防法に基づく犬の登録申請があったものとみなされます。

また、マイクロチップが鑑札とみなされるため、鑑札の装着が不要になります。（狂犬病予防法の特例制度）

本市も、6月1日からこの特例制度に参加します。指定登録機関にマイクロチップ情報の登録、登録内容の変更手続きをされた犬の飼い主は、各区役所における犬の登録手続きや本制度における犬の登録手数料は不要となります。なお、特例制度の参加状況は自治体によって異なります。

※ 狂犬病注射済票の交付申請は従来どおり区役所窓口で行います。

【問合せ先】

川崎市健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当 高橋

044-200-2443